

利益相反マネジメントポリシー

令和6年3月28日

訓令 第6号

1. 目的

独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）は、酒税の適正かつ公正な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としており、独立行政法人の主たる使命である国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を全うしつつ、酒類に関する唯一の国の研究機関として、社会貢献を通じ、国際社会や地域社会に貢献することを推進している。

研究所は、研究所の果たす社会貢献のひとつとして産学官連携を推進し、研究等の成果を積極的に技術移転することを目指し、これまでも共同研究、受託研究及び研究所で開発された技術を使用する民間企業の育成のための支援等を推進してきた。今後は、上述の活動に加え、特許等のライセンスも積極的に行っていくこととしている。

産学官連携の推進に当たり、研究所及び研究所の役職員等が公正かつ効率的な研究等の活動を行っていく上で、いわゆる「利益相反」や「責務相反」の問題が不可避的に生じ得る。特に研究所発ベンチャー事業を育成・支援していく際に問題となり得る。この「利益相反」や「責務相反」の問題は、産学官連携に限らず、兼業等の場合も問題となり得るものである。

以上を踏まえ、公正かつ効率的な研究活動について、研究所発ベンチャー事業等の社会貢献活動等を活発にしつつ、かつ、研究所の運営の透明性を高めていくために、我々が常に意識しなければならない姿勢とルールとして、ここに独立行政法人酒類総合研究所マネジメントポリシーを策定する。

2. 基本的な考え方

研究、教育、社会貢献という研究所の果たすべき役割に鑑み、研究所の役職員は、公共上の事務等に支障のない範囲内で、技術移転等を推進することを責務の一つとしている。

研究所は、研究等の成果である発明等の産業界への移転を積極的に奨励するとともに、技術移転活動等の産学官連携の推進等を公正かつ効率的に行うために、役職員の利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については、解決のための措置を講じる。

役職員は、技術移転活動等の産学官連携の推進を行う上で利益相反を生じないことを責務とする。法律的に合法と解される場合であっても、主として公的な資金で運営されている研究機関として、公正性が疑われることのないよう、研究所のルールに則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考えに基づいて、利益相反のマネジメントを行う。